

29年1月1日  
No.130



ねりま西

# 青色だより

発行

練馬西青色申告会

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



## 新年のご挨拶

練馬西青色申告会 会長 青木 泉

明けましておめでとうございます。  
年頭にあたり一言ごあいさつを申し上げます。  
毎年必ずしなければならぬ確定申告の時期になりました。  
会員の皆様におかれましては準備怠りなくされておられる事と存じます。  
事務局職員も皆様が早い時期にお越しになりますようお願いしております。  
会長として緊張感のある新年です。  
当会の組織は人格無き社団、いわゆる任意団体として「記帳指導から納税まで」を旗印に練馬青色申告会時代から通算66年間活動を続けてまいりました。  
当会、練馬西青色申告会は常に組織としての研鑽を重ね、青色申告会としての公益性をより追求してまいりました。

## 謹賀新年 練馬西青色申告会



## 新年のご挨拶

練馬西税務署長 小川 峰 夫

新年あけましておめでとうございます。  
平成二十九年の年頭に当たり謹んでお祝い申し上げます。  
青木会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、貴会におかれましては、青色申告の普及、誠実な記帳と適正な申告の推進という、申告納税制度の最も重要な基礎の定着に尽力されています。皆様方のその真摯な取り組みに対し、心より敬意を表しますとともに、本年も引き続き活発な活動を展開されますことをご期待申し上げます。

現在の組織から、かねてより研究を致しておりました小規模事業者及び納税者への便宜を現在以上に図る目的をもって、公益性の高い一般社団法人へと進化をする決意を固め、前年の11月11日「税を考える週間」初日に臨時総会を開催し、「組織変更承認の件」をはかり、任意団体から社団法人移行に関する決議、承認をいただきました。臨時総会にて承認を受けました直後に、練馬西税務署小川署長より記念講演をしていただきました。錦上花を添えられるごとく、新たな門出を祝っていただきました事、たいへん感謝をいたしております。

現在は、設立検討委員会が設立委員会へと移行し、機関決定、承認を受けながら公証役場にて定款の認証を受け、法人登記まで進めてまいります。平成29年5月に第1回「一般社団法人理事会」を開催し、同年5月には、練馬西青色申告会第27回定期総会、そして任意団体解散総会を経て、一般社団法人設立総会開催の予定です。  
役員一同総力をかけ進化を目指してまいりますので、会員皆様の深いご理解をいただけますようお願い申し上げます。  
この新しい年がより佳き年になるよう心より祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

まもなく平成二十八年分の所得税及び復興特別所得税、消費税等並びに贈与税の確定申告の時期を迎えますが、本年はマイナンバーの記載等が本格化する最初の確定申告となります。申告書や申請書等へのマイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付を適切に実施していただくようお願い申し上げます。

なお、e-Taxで申告していただく場合には、本人確認書類を別途提出する必要がなく、書面提出に比べて大変便利です。マイナンバー制度導入を機に、ぜひe-Taxをご利用いただきますようお願い申し上げます。

ところで、本年の干支である酉年の「にわとり」は、新年一番に鳴く鳥のため、縁起が良いとされています。さらに、「とり↓とりこむ」で、商売にも縁起が良いとされています。

練馬西青色申告会が一般社団法人となり、大いに羽ばたき明るい年になりますよう、ご期待申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご繁栄の年となりますよう、心から祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

練馬都税事務所職員による、  
第四回 不動産と税金のしくみ  
についての講習会開催

11月17日(木)午前十時から十二時  
三十分まで練馬都税事務所職員のご協力を頂き、不動産取得税の軽減について、固定資産税・都市計画税のあらましと主な減額・減免制度について、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いについての講習会を開催し、10名のご参加を頂きました。

はじめに、固定資産評価課長川嶋様よりご挨拶を頂き、さっそく講義に入りました。

講義のはじめは、不動産取得税班高野課長代理より、不動産取得税の軽減についての講義を頂きました。不動産取得税には①住宅の取得に対する軽減と住宅付土地の取得に対する軽減等があること、②軽減適用には、新築の場合、住宅の床面積要件があり、中古住宅の場合は他に居住要件や耐震基準要件が加わること、③軽減適用となる住宅の敷地として、一定の要件を満たす土



地を取得した場合に軽減があること等説明がありました。

続いて、固定資産税班田辺課長代理より固定資産税・都市計画税のあらましと主な減額・減免制度について講義を頂きました。土地・家屋の固定資産税の税率は1.4%、都市計画税が0.3%合わせて1.7%で、一月一日が賦課期日なので、それを考慮して、住宅の建築時期を考えた方が良さだろうということでした。

続いて、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いについて、土地班羽原課長代理から、非住宅用地の固定資産税が住宅用地に比べ3〜4倍高いお話から、宅地の評価方法まで丁寧な講義を受けました。

最後に、白藤相談広報担当課長代理よりご挨拶を頂き閉会となりました。

公務も多忙のなかご協力くださいました練馬都税事務所の職員の皆さま、そして、ご参加くださいました皆さまにこの紙面をお借りして深く感謝申し上げます。 高橋

弁護士による、  
第五回 「不動産所得者のための  
民法改正に備えるための対応策について  
講習会」開催

12月15日(木)第五回不動産所得者のための講習会を開催しました。



おなじみになりました弁護士先生の相澤愛先生の講義で、参加者は20名と前回に引き続き大盛況でした。

講習内容は、約120年ぶりに大きな民法改正が予定されているということで、改正前に勉強しよう！という講座でした。

主な改正予定は、「敷金」が明確に定義されること。賃借人が他人の所有物である賃貸物を修繕できる権利があると明記されること。賃借人が原状回復義務を負うことが明記されるが、通常の損耗や自然損耗についての原状回復費用は賃借人が負担することも明記されることとなる等、改正前は判例による解釈で取扱いがされていたものが、明確に条文化されることでした。

また、一番のトピックは、連帯保証人の保証額に極度額(保証の上限額)を決めなければならないとし、極度額がない連帯保証契約は無効になるというものでした。

規定には、任意規定と強行規定があり、任意規定は、特約条項で

排除できるので、大家さんとしての知識は、非常に重要となってきます。

まだ継続審議の案件で改正時期も未定ですが、とても為になる講習会でした。

お忙しいなか講師をお引受け頂きました相澤愛先生、そしてご参加くださいました皆さまに御礼申し上げます。

また来年も開催の予定です、奮ってご参加お願い申し上げます。

高橋

第二回 相続セミナー  
家族と自分のための贈与と遺言講座

12月22日(木)午後二時から「贈与と遺言講座」の講習会を開催しました。講師は、三井住友信託銀行の山崎様にお願ひしまして、14名のご参加を頂きました。



贈与」という内容で、さまざまな贈与の非課税措置があり、贈与は、贈与者が意思をもって贈与し、受

贈与者が意思をもって受け取ることをいいますので、気をつけたことは、「お互いが認識していること」「贈与契約書を作成すること」など、贈与の記録を残すことが重要とのことでした。優遇措置は、以下のとおり

- ① 暦年贈与
- ② 教育資金の一括贈与
- ③ 結婚・子育て資金の一括贈与
- ④ 住宅取得資金贈与

第二部では、「想いを実現するための遺言」という内容で、財産の承継方法には、遺言による承継と、相続人の協議による承継があり、法律は、遺言優先主義の考えにたっており、遺言は法定相続に優先するというところ。但し、遺留分には気をつけましょう。とのことでした。

最後に遺言は「公正証書で確実にのごすこと」「ご自身の考えや家族構成、財産内容の変化に応じて見直すこと」のほか、「誰が執行するかを明確しておくこと」が重要というお話でした。

今回は、基礎的なお話でしたが、勉強になった。との感想を頂きました。

お忙しいなか講師をお引受け頂いた山崎様、ご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。

高橋

### 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて

#### 「英会話教室」開催

今年も英会話教室を、5月9日から11月7日まで月一・全七回コースで開催、延べ69名のご参加を頂きました。

今年も、東京オリンピック・パラリンピックまで、何としても英語を話せるようになりたい一心で、細く長く継続するために、月一回コースにしてみました。

カルチャーの生徒の中には、英語劇にチャレンジされた方もおられ、素晴らしい英語劇に感動して、とても刺激を受けました。

毎年行っている最終日のプレゼン

は、皆さん歌ありクイズありで、こられた楽しいひとときでした。



是非ご参加してみたいかがでしうか。マニイ先生、斤子先生そしてご参加くださいました皆さまに感謝申し上げます。

See you again 高橋

## 青色カルチャー Blue culture

#### 「絵画教室」開催

青色カルチャーでは、野の花スケッチクラブの太田郁也先生を講師に、9月7日から11月16日まで三回コースで開催、

延8名の参加者でした。



題材は、9月が「黄花コスモス」10月が「コスモス」11月が「銀杏」「梅もどき」「紅葉」と多種に亘りました。

受講時間は3時間と長丁場でしたが、趣味とは思えないほど真剣に取り組まれておりました。出席された方は、先生から丁寧な手ほどきを受けられ、ご満悦の様子でした。

この絵画教室は、脳の活性にも良いと伺いましたので、来年皆さんが益々若返って来られるのではと楽しみにしております。

太田先生は、大泉学園駅から徒歩3分の所にある勤労福祉会館でも教えておられますので、是非体験してみたいかがでしうか。

高橋

#### 連絡先

野の花スケッチクラブ おおたいくや  
TEL 03-5933-1330  
090-5547-3250

#### 「書道教室」

#### 大東文化大学書道研究所 書道教授輩出!

加藤竹翠先生のご指導のもと、月一回の書道教室ですが、青色カルチャーから、足立喜久枝さんが、見事に教授の資格を取得されました。足立さんは、筆を持たない日は一日もないという、努力家さんで、見事なことであります。

皆さん和気藹々とした雰囲気の中で、筆もお口も上達と、クラスの中におりますと、元気を頂ける教室です。なかには、一年足らずで、競書写真掲載された方もおられ、皆さんの頑張りには脱帽でございます。そんな青色カルチャー書道教室、随時入会募集しておりますので、お気軽にご見学ください。

とにかく楽しい教室です。高橋



#### 「カラオケ教室」開催

今年も、10月17日・10月24日・10月31日の三日間月曜コースで「カラオケ教室」を開催し、参加者は、延べ23名のご参加を頂きました。

カラオケの先生は当会会員で、日本クラウンから「アモレミオ」でデビュー、カラオケ教師歴30年以上、西大泉在住の水城ゆき先生で、課題曲は石川さゆりさんの「天城越え」そして、加藤登紀子さんの「琵琶湖周航の歌」そして、水城先生の「アモレミオ」の三曲を勉強しました。

琵琶湖周航の歌で発声練習をして、口の開け方から、リズムの取り方、旋律について、注意を受け、一人ひとり唄ってみました。久々のカラオケは、緊張するものです。

また、唄う前には詩を朗読してみました。朗読するように唄うところがあること。舞台を想定して間奏時にはジッと立っていないで、後ろに下がったり前に戻ったりすること等、いろんなテクニックを教えて頂きました。

三回という短期間でしたが、とても勉強になり充実したひとときでした。

お忙しいなかご参加頂きました皆さま、そして水城先生、楽しいひとときありがとうございました。

また来年も開催致しますので、是非ともご参加お待ちしております。

高橋

追伸、12月11日(日)都民農園前にある「ルミエール」で水城先生のクリスマスお楽しみ会に、青色カルチャーとして参加しました。とても楽しいひとときで、ご参加頂いた皆さまに感謝です。



### 女性部 浅草重要文化財見学

11月15日(火)、女性部主催の秋の研修会を行い15名の方に参加いただきました。お馴染みの浅草をガイド付きで見学するという企画です。雷門で待ち合わせ、浅草ポランテアガイドの白井さん、深川さんの案内で、二手に分かれて見学しました。

火事で何度も焼けては再建されてきた雷門は、鉄筋コンクリート造りになり、裏側には一体の美しい龍神像が守っています。浅草寺でお参り後、説明を聞きながら見学していると、所々に小さなお賽銭箱が置いてあります。それぞれに小さな願い事が指定されていて、「全部拝んでいたら賽銭貧乏になるね」と皆で笑いました。その後、宝蔵門で待ち合わせ、集合写真を撮りました。

お昼は、天ぷらで有名な浅草老舗店の尾張屋本店で、各人好きなものを注文していただきました。天ぷらは衣がサクサクして美味しかったです。

今回は、あえて午後の見学場所を決めずにお好きな場所へ立ち寄っていただくようにしました。仲見世をひやかしたり、スカイツリーに登ったり、合羽橋まで足を延ばして買い物したりと、自由に楽しんでいただけたようです。事務局はしつこく雰囲気の良い遊園地花やしきで、しばし童心に帰って楽しみました。参加者のみなさま、お疲れさまでした。



女性部では様々な研修会を企画しております。男性も大歓迎ですのでお気軽にご参加ください。  
事務局 高倉

### 青年部主催 「格闘技エクササイズ」開催

11月18日(金)青年部主催による格闘技エクササイズを開催しました。今回で4回目の開催でしたが家族ら名での参加を含む8名の方に参加をいただきました。講師は青年部の湊副部長で、主催するエンジョイファイティング道場の開催でした。

初めに軽くウォーミングアップを行い、パンチのエクササイズから始まりました。湊副部長から構え方の説明があり、ジャブ・フック・アッパーなどの動きを通り行いました。パンチのエクササイズが終わった後柔軟体操をしてキックのエクササイズに移りました。前蹴りや回し蹴り、横蹴りや連続蹴りなど様々なキックの動きを反復しました。パンチとキックの動きを通り行った後いよいよミットを使ってのミット打ちです。湊副部長に見本をやってもらった後、順番にパンチとキックの打ちこみをやりました。

その後入らず道場の端から端まで色々な技で攻撃し続ける「追い込み」を行いました。この時間になると皆さん結構疲れて出てきましたが、楽しそうに技を繰り返す姿が印象的でした。そしてエクササイズのクライマックス、板を使った試し割りを行いました。見事に割れた方も割れなかった方もいましたが、貴重な体験をしていただけたかと思えます。最後は体をほぐし、黙とうをして終了となりました。エクササイズ終了後は簡単に懇親会を行いました。湊副部長のこれまでの武道、格闘技の遍歴のお話などで盛り上がりました。

格闘技エクササイズは来年以降も開催予定ですので興味をもたれた方はぜひご参加ください。最後になりますが今回ご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。  
武藤



### 青年部主催 「国立印刷局東京工場と渋沢史料館見学」開催

平成28年11月29日(火)青年部主催による「国立印刷局東京工場と渋沢史料館見学」を開催しました。この企画は、税を知る週間の行事の一環として企画されたものです。当日は14名の方に参加いただき快晴の中開催することができました。

まず印刷局東京工場の最寄りの西ヶ原駅に集合し、午前10時から見学を開始しました。始めに職員の方から印刷局の紹介があり、その後印刷局の紹介VTRを20分ほど観賞しました。その後展示コーナーの方で日本の明治時代以降のお札の変遷やお札に施されている偽造防止の仕組みの説明がありました。

その後いよいよ製造現場の見学となりました。遠目からはありましたが普段見ることのできないお札の製造現場を見ることができ感激しました。印刷局の職員の皆様には「ごつわりやうやくご説明いただき参加者の皆様からの様々な質問にも時にユーモアを交えて丁寧にお答えいただきました。

印刷局東京工場の見学が終わると、歩いて5分ほどのところの飛鳥山にある渋沢史料館に向かいました。渋沢史料館は日本の資本主義の父と称される渋沢栄一の旧邸宅跡にあり、渋沢の人生の変遷から業績の数々、また海外の要人との交流の記録などが展示されています。渋沢史料館を見学後王子駅付近のランチ会場へ向かいました。ランチ終了後王子駅まで歩き解散となりました。今回の企画では歩く時間が結構長かったのですが、天気にも恵まれ皆さん元気に歩いて無事終えることができました。

青年部では来年以降も税を知る週間の時期に行事を開催する予定です。ご興味がありましたらぜひご参加ください。最後にありますがご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。  
武藤



## 提出と申告は、お早めに!!

- 給与支払報告書 ..... 提出先：市区町村 期日：1月31日まで
- 固定資産税 (償却資産) ..... 提出先：都税事務所 期日：1月31日まで
- 法定調書 (報酬、料金・契約金など) ..... 提出先：税務署 期日：1月31日まで
- 所得税 ..... 提出先：税務署 期日：3月15日まで
- 贈与税 ..... 提出先：税務署 期日：3月15日まで
- 消費税 ..... 提出先：税務署 期日：3月31日まで

### ～ 会員の皆様へ～

当会のホームページにお店のホームページをリンクしませんか？  
会員名アドレスをご記入のうえFAXでお申込下さい。

練馬西青色申告会 担当：大北 FAX. 03-5387-6222

## マル経融資のご案内

平成29年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

小規模事業者  
経営改善資金

- ※ 融資限度額：2,000万円
- ※ 返済期間：運転資金7年以内 / 設備資金10年以内
- 利率：1.16% (平成28年12月9日現在)
- ※ 担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※ 他に練馬区の利子補給40% (3年間)
- ※ 利用できる方：従業員20名以下 (宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※ 1年以上事業を行っている方 ※ 飲食業の設備資金も利用可能

◇ 本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

**窓口専門相談** 本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
会員・非会員の方問わず利用できます。

- 【法律相談】 毎月第1金曜日 / 午後1時～4時 (30分単位)  
相談員：弁護士 相談無料
- 【税務相談】 1月～3月 毎月第1～4火曜日 (3月第4火曜日除く)  
4月～12月 (8月休) 毎月第2火曜日  
午後1時～4時 (30分単位) / 相談員：税理士 相談無料
- 【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F  
区民・産業プラザ内 TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589